

# 大麻事犯等撲滅プロジェクトチーム提言

令和3年6月16日  
自由民主党政務調査会  
再犯防止推進特別委員会  
大麻事犯等撲滅プロジェクトチーム

## 1 現状と課題

### (1) 大麻の急速なまん延

大麻事犯の検挙人員は、平成25年の1,616人から急増し、令和2年には5,260人となり7年連続で増加するとともに、過去最高を更新し続けている。年齢別に見ると、検挙人員の約6割を少年及び20代が占めており、若年層を中心に大麻がまん延している状況がうかがわれる。また、覚醒剤事犯受刑者の約半数は大麻使用の経験を有し、30歳未満の同受刑者で最初に乱用した薬物が大麻である者の割合は約42.6%であることなどから、大麻は、覚醒剤等のより効果の強い薬物の使用の入口となる薬物（ゲートウェイドラッグ）と言われている。

近時、大麻草を大量に栽培・所持した事案や未成年者を含む若年者による大麻密売事案が発生している中、インターネット上では、隠語を使用するなどして大麻等の規制薬物の密売に関するやり取りがなされており、大麻はインターネット上で容易に入手し使用できる状況にある。

### (2) 大麻の依存性と法規制等の状況

大麻は、ヘロイン、コカイン等の麻薬や覚醒剤と比較すると依存性は高くはないものの、大麻に含まれるTHC（テトラヒドロカンナビノール）という成分が、精神・身体作用を有し、乱用すると運動失調と判断力の障害や精神・記憶・認知機能障害を引き起こす危険性があることが判明している。

しかし、現行の大麻取締法は、規制対象となる大麻を「大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品」を除く「大麻草及びその製品」と定義し、成分ではなく部位により規制している。

また、規制対象となる行為については、所持や譲渡等の罰則は設けられてはいるものの、大麻農家のいわゆる「麻酔い」への処罰適用が懸念されたため、使用が一律に禁止されていない一方で、G7諸国では認められている、大麻を原料とした医薬品の製造や製造された医薬品の施用等が禁止され、大麻から製造された医薬品が承認されていないことが問題となっている。

### (3) 大麻事犯者に対する処遇等を強化する必要性

大麻等の薬物事犯者に対して、矯正施設及び保護観察所においては、認知行動療法に基づくプログラムや、保健医療機関や民間支援団体等の支援につなげる取組を実施し、厚生労働省においては、依存症の専門医療機関・治療拠点機関及び相談拠点を拡充するなど、地域における相談体制・医療体制の強化が進められている。

しかしながら、大麻等の薬物事犯者の初犯者については、保護観察が付か

ない単純執行猶予となるなど、保護観察等による処遇が予定されない者が多数に上る。また、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関の支援につながった者は約7%にすぎないなど、再犯防止のための必要な支援が途切れがちな現状にあることから、医療等を必要とする者を確実に地域の支援につなぐための取組を強化する必要がある。

さらに、法務省が令和3年2月に実施した保護観察所のアンケート調査では、大麻事犯の保護観察対象者は、大麻の依存性や有害性を過小評価する傾向にあり、処遇において、現行法上大麻使用への法規制がないことを理由に大麻使用を正当化する者も一定数いるなど、再犯防止のための指導を実施する上での困難が生じており、こうした大麻事犯者の特性に応じた処遇を充実させていく必要がある。

#### (4) 大麻事犯に係る啓発、教育を強化する必要性

学校における薬物乱用防止教育は、発達段階に応じて学校の教育活動全体を通じて指導を行っているほか、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等の協力を得て薬物乱用防止教室を開催している。大学生等に対しては、啓発用パンフレットを作成し周知している。

しかしながら、インターネットで大麻に関する誤った情報が氾濫しており、啓発活動としては、インターネットにおける情報発信が重要性を増してきているが、特にSNS対策については未だ試行段階にある。

## 2 提言

### (1) 大麻に関する法整備

大麻の急速なまん延への対策の必要性が高まっている一方で、いわゆる「麻酔い」が現状では確認されなくなったこと、我が国における薬物規制体系は、大麻以外の薬物については所持のみならず使用をも規制対象としていることからすると、我が国においては、大麻使用を法規制するという方針を明確に示す必要がある。一方で、医療上の必要性や医療用薬物に関する諸外国の状況を踏まえ、大麻を原料とする医薬品については、法定の除外事由として使用できる方向で検討を進めるべきである。

そして、そうした法整備に当たっては、大麻の有害成分がTHCであること等も踏まえ、現状の部位規制から実態に合わせたTHCの成分に着目した規制とするなどの方策についても併せて検討を行うべきである。

### (2) 大麻事犯の積極的な摘発・検挙

営利目的を含めた大麻の栽培・所持等の大麻事犯については、引き続き徹底的に摘発・検挙していくべきである。

その上で、大麻取引にインターネットが多用されている状況を踏まえ、インターネット上での規制薬物購入の勧誘行為に対しては、薬物犯罪等のあおり・唆し罪等の罰則を適用するなど対応がなされているが、更に現行諸法令を駆使し、より積極的な摘発・検挙を行っていくべきである。

### (3) 大麻等の薬物事犯者に対する処遇の充実

大麻事犯者に若年者が多いことや薬物事犯者に対するいわゆるラベリング

の弊害が指摘されることを踏まえ、単純執行猶予や不起訴処分となる薬物事犯の初犯者についても、いわゆる入口支援を含め、必要に応じて医療や社会資源の提供を受けられる体制を構築し、円滑な社会復帰を支援するための取組をこれまで以上に推進していく必要がある。

また、矯正施設及び保護観察所においては、大麻使用を正当化する者が一定数いるなど、それらの者への指導に困難が生じていることから、大麻事犯者の特性に応じた効果的な指導のための教材等を改訂・開発するなど、処遇の一層の充実を図ることが必要である。

さらに、薬物事犯者が地域での支援に切れ目なくつながることができるよう、矯正施設収容期間中から社会資源に関する情報を積極的に提供するほか、保護観察所における医学的知見を踏まえたアセスメント機能の強化や保健医療機関及び民間支援団体との連携強化を促進するための仕組みを構築すべきである。

加えて、薬物事犯の刑務所出所者等のうち、薬物依存症の治療を必要とする者が、例えば金銭的負担を理由として治療につながらないような状況を改善し、確実に必要とされる治療を受けられるような環境を整備することが必要である。

#### (4) 薬物依存症治療・社会復帰支援の充実

薬物依存症者が、居住する地域にかかわらず、必要な治療や支援を受けられるように、速やかに専門医療機関や相談拠点機関の全国的な整備を進めるとともに薬物依存症の治療や相談に当たる人材の育成を進める必要がある。

また、薬物依存症等につまる誤解や偏見を解消し、薬物依存症からの回復を含む社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として支えていくような取組を進めるべきである。

#### (5) 大麻等の薬物乱用防止教育・啓発の充実

インターネットで誤った情報が氾濫していることを踏まえ、大麻については、その有害性のほか、大麻使用への法規制を前提として、所持、栽培等のみならず、使用も違法であるということをインターネット上でも効果的に情報発信していくべきである。

若年層において大麻事犯者が急増している現状を踏まえ、若年層をターゲットとして、インターネットをも活用した啓発活動や学校における薬物乱用防止教育を充実強化し、若年層の大麻乱用の未然防止のための取組を推進することが求められる。

### 3 おわりに

大麻事犯撲滅等のための取組を引き続き政府に求めるとともに、大麻取締法の改正については、厚生労働省が所管する法律であることから、以上の提言を踏まえ、特に「成分に着目した規制」「大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し」「大麻の「使用」に対する罰則」の3点について、厚生労働部会において議論されることを要望する。